

内 共 第 1 号 第 5 種 共 同 漁 業 権
令和5年12月1日長野県知事認可

行 使 規 則

(組 合 員 対 象)

上 小 漁 業 協 同 組 合

上 田 市 常 田 一 丁 目 2 - 16

TEL 0268 (22) 0813

FAX 0286 (22) 5838

小牧ふ化場 上田市小牧字太田切 1090-1

漁業権行使規則

上小漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第5種共同漁業権（以下「内共第1号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第1号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

(1)

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業	竿 釣	組合員であること。
	投 網	組合員であること。
	大 型 や な	10年以上組合員であること。
	小 型 や な	5年以上組合員であること。
こい、ふな、うぐい、 おいかわ、かじか、 うなぎ、にじます、 やまめ、いわな漁業	竿釣・延縄	組合員であること。
	投 網	組合員であること。
	釜 ・ 箱伏	5年以上組合員であること。
	大型やな 小型やな	上記あゆ漁業の資格と同じ。
	瀬付・魚堰	5年以上組合員であること。
	石 塚	1年以上組合員であること。

(2) 前項の規定にかかわらず、前号の漁業を営む権利を有する組合員が、同一番地の居住内に世帯主と同居し、生計を共にしている親族で、住民票によりその続柄が証明できる者に持分を譲渡し組合員となったときは、その者は前号の漁業を営む権利を有する資格があるものとみなす。

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整場の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格がないものとする。

(権利の譲渡等の禁止等)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ 漁 業	竿 釣	1人1本 (友釣に限る。)	内共第1号漁業権の魚場の東御市滋野甲地籍湯沢川の千曲川流入口と同市布下地籍加沢用水堰堤の南端を貫く線より下流、上田市西端岩鼻頂上と坂城町、村上胡桃沢南端を貫く線より上流の千曲川本支流。 ただし、次の区域を除く。	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣以外の漁具漁法は、別に公示する日から12月31日まで
	投 網	網目こま 12 ミリ以上。 1人1統		
	大 型 や な	1人1か所		
	小 型 や な	間口3メートル以内 1人1か所		
こ い ふ な う ぐ い お い か わ か じ か う な ぎ に じ ま す や ま め い わ な 漁 業	竿 釣	1人2本以内 但し、にじます、やまめ、いわなは1本	【千曲川本流】 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル、下流90メートルに至る区域 ②上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域 ③上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水(小牧)堰堤から上流右岸30メートル、左岸80メートルに至る区域 【千曲川支流依田川】 ④上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル、下流30メートルに至る区域 【千曲川支流鹿曲川】 ⑤東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域 ⑥東御市大日向の用水堰堤	周年 ただし、次の期間を除く。 ① いわな、やまめにじますは10月1日から翌年2月15日まで。 ② 投網漁法は、5月1日から6月10日までの夜間及び6月11日より別に公示する日まで。 ③ やな漁法及び瀬付・魚堰漁法は6月11日より別に公示する日まで。 ④ 石塚漁法は、10月1日より翌年5月
	延 縄	1本(張)10 メートル以内。 1人20本(張) 以内		
	投 網	1人1統 網目こま 12 ミリ以上。		
	罟	1人50個以内 で決められた 数以内		
	箱 伏	1人3個以内		
	大 型 や な	1人1か所		
	小 型 や な	間口3メートル以内 1人1か所		

	瀬付・魚堰	1人1か所	から下流30㍍に至る区域	31日まで。
	石塚	1人2統以内	⑦東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30㍍に至る区域 ⑧東御市畦田の用水堰堤から下流30㍍に至る区域	⑤ 引虫釣は、4月1日より鮎の友釣り解禁日まで。 ⑥ かじかは、3月1日より5月15日まで。

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、当該漁業に係る管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(管理委員会)

第5条 内共第1号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に上小漁業協同組合漁場管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(管理委員会の構成)

第6条 管理委員会は、それぞれ第2条に規定する当該漁業を営む資格のある者が選任する委員及び理事会で推薦する者をもって組織する。

2 選任する委員の数は30人とし、各区の選出委員数は次のとおりとする。

第1区 8名、第2区 4名、第3区 4名

第4区 4名、第5区 9名、第6区 1名

3 委員の任期は3年とする。

(漁業を行う者等の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を営む者を定めなければならない。ただし第2条に規定する有資格者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(1) その者の当該漁業に対する生活依存度

(2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度

(3) その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示)

第9条 理事は、管理委員会に対し、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため、必要があると認める場合又は、管理委員会が第7条の決定を行わなかった場合、漁場の利用等に関し、必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第7条第1項の規定による管理委員会の

権限を行うことができる。

- 3 理事が前項の規定により第7条第1項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。

(全長の制限)

第10条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	全長18センチメートル
ふ な	全長10センチメートル
う ぐ い	全長10センチメートル
お い か わ	全長 8センチメートル
う な ぎ	全長30センチメートル
か じ か	全長 5センチメートル
いわな、やまめ、にじます	全長15センチメートル

(漁業権管理費の負担)

第11条 内共第1号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第1号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

- 2 行使料の額は次のとおりとする。ただし、漁船を使用する場合には、1艘につき年額5,500円を納付しなければならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 金 額
全ての漁業	小 型 や な	1 か所	27,500
	大 型 や な	1 か所	71,500
こ い ふ な	釜	1 区間	7,700
	箱 伏	3 個以内	7,700
うぐい おいかわ かじか	瀬付・魚堰	1 人 1 か所	本流 16,500 支流 12,100
		本流 13.5 m ² 以内 支流 15.0 m ² 以内	
うなぎ にじます やまめ いわな 漁 業	石 塚	1 人 2 統以内	3,300

- 3 徴収時期及び徴収方法は総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する処置)

第 12 条 内共第 1 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共第 1 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(河川特設釣場)

第 13 条 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間に組合並びに青木村が開設する特設釣場においては、漁業を営む権利に基づいては漁業を行うことができない。

区 域	期 間
宮渚川 宮渚神社歩道橋から上流の 宮渚砂防堰堤までの 180 ㊦の区間	4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内 で組合が定めて公示する期間。

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第 14 条 第 2 条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び魚種別増殖実施量について、正組合員は総代を通じて、准組合員は個々に毎年 2 月 15 日までに、組合に報告しなければならない。

なお、許可漁業を営んだ者は漁業権行使規約第 6 条に従う。

(雑 則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は規約で定める。

(附 則)

この規則は、令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の認可日 令和 5 年(2023 年) 1 2 月 1 日)